

一般社団法人日本形成外科学会 専門医資格更新に関する手引き

日本形成外科学会は、本形成外科学会専門医生涯教育制度細則に基づき下記の要領で実施致します。

なお、専門医資格更新のための学術研修会の各点数・単位等は日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則、施行細則の別表に記載されております。

1. 専門医資格更新申請の方法

従前より告知していた通り、2020年度より日本専門医機構による専門医更新のみとなり、「学会専門医」としての更新を行うことはできなくなりましたのでご注意ください。

2023年3月31日までに新研修制度において形成外科領域指導医を取得する必要がある方は、機構認定専門医の更新申請を必ず選択してください。形成外科領域指導医取得を希望する方で昨年度、学会専門医更新点数は満たしているが、機構認定専門医更新の取得単位が不足している場合には、本年度（2020年度）にのみ必要な5年分の単位（50単位）で機構認定専門医の更新申請を行うことができます。

■必要単位・点数

項目	機構認定専門医更新基準
	取得単位
i) 診療実績の証明	100 症例 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位 最大 10 単位 (うち必修講習 3 単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小 15 単位 最大 31 単位
iv) 学術業績および診療以外の活動業績	最小 6 単位 最大 15 単位 (学術集会参加実績は 6 単位まで)
基準合計単位数	50 単位

■更新基準及び提出書類

①勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」として提出してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

② 診療実績の証明（必須）

5年間の診療実績の報告として、**形成外科診療実績記録**を提出してしてください。また、その間に経験した症例の中から以下のAとB合わせて100症例を記載して提出ください。AのみあるいはBのみでも可とします。

A. 形成外科領域の手術実績により診療実績を示す場合

形成外科領域において、5年間に術者あるいは指導者として執刀した症例を**手術症例一覧表**に記載して提出してください。

B. 症例一覧の提示により診療実績を示す場合

5年間に診療した症例について、**症例一覧表**に、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）を記載して提出してください。

上記の各項目については、下記の③のi)の更新単位として算定します。ただし、専門医更新（学会専門医での更新を含む）をすでに3回以上されている申請者においては診療実績100症例の提出は免除されます。

③ 更新単位 50単位（必須）

形成外科機構認定専門医資格更新に必要な単位の算定は上記に示したi)～iv)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。

i) 診療実績の証明（10単位）

②の診療実績の証明で提出されたものをそのまま10単位（10症例/単位）として算定します。すなわち100症例の記録提出を10単位と算定します。**単位集計表**に記載してください。

ii) 専門医共通講習（最小3単位、最大10単位：必修講習3単位以上）

形成外科機構認定専門医のみでなく、すべての基本機構認定専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの（2018年3月31日までの開催分に限る）、または各領域で正式に認められた講習会（例：各領域の学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会など）とします。形成外科領域では、他の基本領域で正式に認められた専門医共通講習も単位として算定することが可能です（例：皮膚科学会認定の専門医共通講習など）。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。

なお、営利団体が主催・共催・後援するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。

専門医共通講習の受講実績記録に講習名や項目名などの必要事項を記入し、日本形成外科学会で認定している専門医共通講習については、**専門医共通講習受講証明書貼付台紙**に受講証明書（受講者控え）を貼付し、コピーしたものを提出してください。または、後述の通り、会員マイページから『受講記録出力』をダウンロードし、プリントアウトしたものを提出してください。

a. 日本形成外科学会で正式に認められた共通講習：日本形成外科学会で発行されたもの

※2019年4月以降、カード決済により受講された先生におかれましては、「会員マイページ～専門医」より受講証明書をプリントアウトし、上述の台紙に貼付し提出して下さい。

b. 医師会が主催する共通講習：主催医師会名の明記されているもの。原則として、都道府県医

師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取り扱いは、日本医師会が発出する実施要綱に従ってください。

c. **その他団体が主催する共通講習**：主催団体名、講習名の明記されているもの（2018年4月より下記講習が承認）

- ・日本医療機能評価機構（地域フォーラム、全体フォーラム）：医療安全講習
- ・臨床試験医師養成協議会：医療倫理講習

d. **他の基本領域で認定されている共通講習等**：単位認定した基本領域名の明記されているもの

e. **専門研修施設群（学会の認定研修施設および教育関連施設を含む）が開催する共通講習**：

・2018年4月1日以降に開催された講習…日本専門医機構の承認があることが分かるもの（単位付与には日本専門医機構の承認が必要。施設の講習主催者にご確認ください）

・2018年3月31日以前に開催された講習…開催後主催者が発行した証明書（開催前申請は不要。証明書には、講習内容、日時、施設公印を要する）

以下 URL より専門医共通講習受講証明書のひな型をお使いください

http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/doc/koshu_shinsei/m_format.docx

これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認のうえ、前述の**単位集計表**にも記載してください。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

医療安全（必修項目：5年間に1単位以上）

感染対策（必修項目：5年間に1単位以上）

医療倫理（必修項目：5年間に1単位以上）※臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む

・医療制度と法律

・地域医療

・医療福祉制度

・医療経済（保険医療に関するものを含む）

・臨床研究/臨床試験

・両立支援（治療と仕事）

・その他（指導医講習については2018年より「形成外科領域講習」に含むことになりました。但し2017年度以前に行った指導医講習会は共通講習として認められます）

専門医共通講習の中の必修項目のいずれか2つが含まれていることが必須です。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

iii) **診療領域別講習（最小15単位、最大31単位）**

日本形成外科学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。これらの講習会は日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会、形成外科のサブスペシャリティ学会等において開催され、受講者は受講証明書（提出用）を受講時に提出し、受講証明書（受講者控え）を保存しておく必要があります。形成外科領域講習の**受講実績記録**に講習名や項目名などの必要事項を記入し、**形成外科領域講習受講証明書貼付台紙**に受講証明書（受講者控え）を貼付し、コピーしたものを提出してください。または、後述の通り、会員マイページから『受講記録出力』をダウンロードし、プリントアウトしたものを提出してください。

ii)の専門医共通講習と同様、1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにしますが、共催のセミナーについては、開催に先立って日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって承認されたものについては算定できるものとします。

2017年度より、学会が受講として適切であると認定した場合は、ワークショップやシンポジウムなどの聴講も単位に含めることができます。この場合の認定単位は1時間以上2時間未満には1単位、2時間以上のものには2単位を付与します。

iv) 学術業績および診療以外の活動実績 (最小6単位、最大15単位)

算定可能な単位については、資格更新のための学術業績基準一覧表で確認してください。

(A) 学術集会出席

ただし、学術集会(地方会を含む)への参加実績は最大6単位までの算定です。

日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会	3単位
各地区の形成外科学会学術集会、 形成外科のサブスペシャリティ学会、国際学会等として認定された学会、	2単位
その他形成外科学会に認定された学会および研究会	1単位

形成外科領域学術業績等記録に必要事項を記入し、形成外科領域学術業績等証明書貼付台紙にそれぞれの参加証明書を貼付し、コピーしたものを提出してください。

(B) 学術集会発表、司会・座長

単位一覧表に記載された学会等における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表、司会・座長についても1単位が付与されます。学会抄録集の表紙および該当ページの写しを添えて提出してください。

(C) 論文

形成外科領域に関する査読を受けた学術論文について、筆頭著者は2単位、共著者は1単位が付与されます。対象となる学術誌は定期刊行され、日本形成外科学会の認定を受けているものに限りません。論文の写しまたは別刷を添えて提出してください。

認定された学会における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表・司会・座長	1単位
形成外科領域に関する査読を受けた学術論文	筆頭著者 2単位 共著者 1単位

このほかに、下記の(D)～(H)においても単位が付与されますので、ご確認下さい。

(D) 日本形成外科学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合には1論文につき1単位を付与します。査読の依頼状と査読結果の写しを添えて提出して下さい。

(E) 専門医試験問題作成、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年度につき1単位を付与します。委員としての委嘱状のコピーを提出して下さい。

(F) 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約60分で1単位(上限回数制限なし)算定します。

(G) 校医を1年以上務めた場合、2単位(5年間で上限2単位)算定します。

(H) 学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員として活動を行った場合、1年度につき下記単位を付与します。日本医療安全調査機構より認定証が発行

されますので、それを証明書とします。コピーをご提出ください。

- ・委員長として報告書作成 3単位
- ・委員として調査委員会へ参加 2単位
- ・報告書査読等、調査へ協力 1単位

これらの単位については、すべての項目において最低単位はクリアした上で、総単位数算定の際は最大単位数内で加算を行い、総単位数が50となるように前述の単位集計表にも記載して下さい。

なお、下記の団体に勤務している場合、診療実績および学術業績・診療以外の活動実績において、その団体での業務が業績として認められる場合があります。個別に委員会に申請してください。

- 1) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
- 2) 日本医療研究開発機構 (AMED)
- 3) 厚生労働省地方厚生局 指導医療官
- 4) 厚生労働省医系技官
- 5) 国立感染症研究所
- 6) 外務省医務官

2. 特別な理由（海外への留学や勤務、病氣療養、妊娠、出産、育児、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応

学会専門医の留保を申請してください。

海外留学、病氣、出産、育児、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保されます。なお、出産育児に関しては、留保期限は原則1年間とします。留保期間中の専門医資格は有するものとします。なお、「留保審査料」として10,000円をお振込み下さい。

例：2017年1月1日～2017年12月31日病氣療養

2020年

2016年	2017年 【療養】	2018年	2019年	2020年 11月申請書類 到着	
-------	---------------	-------	-------	------------------------	--

書類提出期間までに【留保申請書】を提出し、専門医更新審査会にて承認

2021年

2016年	2017年 【療養】	2018年	2019年	2020年	2021年 11月申請書類 到着
-------	---------------	-------	-------	-------	------------------------

1年間の留保申請が承認されているので、【留保申請期間】を除いた5年間の必要単位数、点数などを細則に従って申請する。

3. 上記2. 以外の理由により規定更新単位数を満たせなかった場合

5年間で必要な単位を獲得し得ない方は専門医資格を停止しますが、続く2年で所定の単位を獲得すれば更新が可能です。なお、停止期間中は更新の資格は保有しますが、専門医資格は停止となります（専門医と標榜できない）。

その場合の提出方法は下記の通りです。

2020年更新者

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 11月申請書類 到着	
-------	-------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間までに書類を提出→ **未提出** →2021年4月1日より専門医資格停止
翌2020年

2016年 無効	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 11月申請書類 到着
-------------	-------	-------	-------	-------	------------------------

直近の5年間の生涯教育基準点数を提出する必要があるため、2016年分の点数は無効になります。

4. 連続して3回以上の更新を経た専門医への対応

連続して3回以上の更新を経た専門医は診療実績の証明を更新要件から免除されることになっております。すなわち、本年度においては、新基準単位数は診療実績10単位が免除されて、必要単位数は40単位となります。但し、形成外科診療実績記録（様式3）の提出は必須となります。

5. 会員カードを利用した受講記録の提出方法について

会員カードを用いた講習履歴は、ウェブの会員マイページに反映されます。このデータはご自身のマイページからPDFで出力が可能になっております。会員マイページの専門医ページ「専門医管理」→『受講記録出力』のボタンから出力し、プリントアウトした書類にて講習履歴をご申請ください。『受講記録出力』の書類で申請される際は、専門医共通講習受講実績記録及び形成外科領域講習受講実績記録の提出は不要となります。

また、会員マイページからお手元の紙の受講証の控えをアップロードされた場合も前述のPDFに反映され出力されます。

会員カードをお持ちでなく、受講証を全て紙でお持ちの方で、マイページに受講証の控えをアップロードされていない方は、今からマイページにアップロードする必要はありません。従前通り、専門医共通講習受講実績記録及び形成外科領域講習受講実績記録（様式7）をご利用の上、お手元の受講証控えのコピーを証明書類貼付台紙に貼り付けてご提出ください。

繰り返しになりますが、マイページに紙の受講証をアップロードすることは今回の申請においては強制ではありません。

なお、会員マイページでの専門医単位登録につきましては、本日現在、ご自身の備忘用の記録管理としてご利用いただいております。会員マイページへの単位の個別登録をただけでは更新申請をしたことになりませんのでご注意ください。また、単位数合計画面等の印刷・提出は不要です。

6. 申請手続き方法

- a. 学会事務局より 該当者へは11月中旬ごろ手引きを送付いたしますが、お手元に届かない場合、下記の請求期間内に書面にて請求をして下さい。

なお、請求書面には 『専門医資格更新手引請求』と朱書きして下さい。

《請求期間》 当年12月1日～12月15日

提出書類はすべて学会ホームページよりダウンロード可能です。

(<http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#contents2>)

なお、講習の受講記録としての受講証は会員カードでの受講分はマイページ上よりダウンロードが可能です。

- b. 更新審査料 30,000 円（登録料 10,000 円を含む）：郵便振替口座へ振込んで下さい。また、審査料を納入したことが分かる証明書のコピーを同封して下さい。

- c. 書類提出期間

当年 12 月 1 日～翌年 1 月 15 日【消印有効】

提出書類のコピー 1 部を必ず手元に保管して下さい。

書留またはそれに準じる方法（レターパック、宅配便等）で送付して下さい。

- d. 提出先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

一般社団法人日本形成外科学会 専門医生涯教育委員会宛

8. 専門医更新審査の時期と結果通知について

1 月下旬～2 月初旬に実施。審査結果は、機構認定専門医においては、専門医生涯教育委員会及び形成外科領域専門医委員会での審査報告をもって専門医機構が資格を認定、登録後、認定証を交付します。

注記

なお、下記の場合は専門医生涯教育委員会で審査し、日本専門医機構承認のうえ資格を剥奪することができる。

- 1) 公序良俗に反する場合
- 2) 正当な理由なく資格更新を行わなかった場合